

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

当院では、次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定しました。

記

1. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

- 1) 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として育児休業に関する規程の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知
- 2) 子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の設置及び運営
- 3) 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
- 4) 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進

3. その他

現在整備している主な制度は次のとおりです。

	制度	内容
育児・介護支援	介護休業	家族を介護する場合、取得可能
	育児休業	育児のため休業を希望する場合、取得可能(男女問わず)
	積立年休	看護、介護、病気療養のために連続 5 日以上勤務できない場合、積立保存した日数(最大 40 日)の休暇を取得可能
休暇・勤務時間等	年次有給休暇の付与日数	就職年度 11 日間付与 出勤率に応じ翌年への繰越が可能
	年次有給休暇の計画的付与	年次有給休暇の計画的付与日数を設定
	半日・時間単位の有給休暇	年次有給休暇を半日あるいは時間単位で取得可能
	出産看護休暇	配偶者の出産に付き添い看護する場合、取得可能
	短時間勤務	保育所への送り迎え等の事情がある場合、1 日あたり 2 時間まで労働時間の短縮が可能
他	インターンシップ	自立した生活推進のため、学生の就業体験の機会を提供 看護師や技術員など各職種で受入が可能

以 上